

事故・災害等が発生した際の緊急時の 国の対応について

1. 長崎大学の BSL-4 施設において万が一の事故・災害等が発生した場合

○厚生労働省の対応

厚生労働省健康局は、「特定病原体等に係る事故・災害時対応指針」(平成 19 年 10 月厚生労働省健康局結核感染症課)に従い、事故・災害等の状況把握に努め、事故・災害等の状況に応じ、担当官(健康局結核感染症課職員等)を現地に派遣し、長崎大学からの報告聴取、BSL-4 施設への立入検査その他の必要な対応を行うとともに、必要に応じて、技術支援のため、国立感染症研究所等の専門家を現地に派遣する。

また、感染症法第 56 条の 36 及び第 56 条の 37 により、長崎大学に対し滅菌等の措置命令等を行う。

○文部科学省の対応

文部科学省研究振興局は、事故・災害等の状況に応じ、担当官(研究振興局研究振興戦略官付職員等)を現地に派遣し、長崎大学に対する指示等必要な措置を実施するとともに、必要に応じて、厚生労働省等と連携しつつ、技術支援のため、専門家を現地に派遣する。

○さらに重大な被害のおそれがある緊急事態が発生した場合

「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」(平成 15 年 11 月 21 日閣議決定)に基づき、関係省庁が連携しつつ政府一体となった初動対処体制をとる等、必要な措置を講じる。

(参考)国内においてウイルス性出血熱等の1類感染症が発生した場合

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、以下の措置を実施。

① 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(感染症法 第15条)

厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、1類感染症の患者(疑いの者も含む)等に対し、必要な調査をさせることができる。

② 情報の公表(同法 第16条)

厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防及び治療に必要な情報新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表する。

③ 協力の要請(同法 第16条の2)

厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生及びまん延を防止するために必要な措置を定め、医師等に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができる。

④ 健康診断(同法 第17条)

都道府県知事は、1類感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者に対し、医師の健康診断を受けるよう勧告することができる。また、当該勧告を受けた者が勧告に従わない時は、都道府県職員に健康診断を行わせることができる。

⑤ 就業制限(同法 第18条)

都道府県知事は、1類感染症の患者に対して、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務(飲食物の製造・販売・調整又は取扱いの際に直接接触する業務等。)への従事を制限することができる。

⑥入院勧告(同法 第19条)

都道府県知事は、1類感染症の患者に対して、入院を勧告することができる。当該患者が勧告に従わない時は、入院させることができる。

⑦対物措置(同法 第27条～第33条)

都道府県知事は、必要があると認めるときは、検体の収去等、病原体に汚染された疑いがある場所及び物の消毒、昆虫等の駆除、水の使用制限、建物への立入制限、交通の遮断などを行うことができる。